第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

障がい福祉施策を円滑に実施するために、目標年度である令和11年度の障がい者福祉の方向性を 見据えたサービス量等の目標を設定し、その確保のための方策を定めた計画です。

■国の示す成果日標

- (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

■主な障害福祉サービスの見込みと今後の方策

【居宅介護】〜居宅での身体介護や家事援助等を行います〜

当事者からは在宅での支援を望む声が多く、今後も一定の利用を見込んでいます。在宅生活の状況は様々であり、利用希望に対して適切な対応に努めます。

【生活介護】〜日中の身体介護や創作活動の場を提供します〜

日中活動の場としての利用ニーズが高く、支援度の高い人の利用もあります。市内施設の定員に限りがあるため、利用状況の把握を行い、適切な対応に努めます。

【就労継続支援(A型)】 ~雇用契約に基づく就労の機会を提供します~

安達地方への新規開設が続いており、利用実績、利用相談ともに増えています。今後も新規の利用が見込まれることから、一般就労との違いに関する情報提供と適切な対応に努めます。

【就労継続支援(B型)】〜生産活動の機会を提供し就労に必要な訓練等を行います〜

市内事業所の定員に対し利用希望数が上回る状況があります。今後も多くの利用が見込まれ、利用を希望する方の意向に沿った対応に努めます。

【共同生活援助(グループホーム)】 ~地域での共同生活の支援を行います~

利用実績は増加傾向にあります。また、当事者の将来を見据えた家族等からの利用相談も増えています。今後も利用者の増加を見込んでおり、適切な対応に努めます。

【児童発達支援】〜未就学の障がい児に対して生活訓練を行います〜

利用実績は概ね横ばいですが、市内の事業所数は増加傾向にあります。支援機関との連携を図り、適切な対応に努めます。

【放課後等デイサービス】〜就学中の障がい児に対して生活訓練や居場所の提供を行います〜

利用実績は増加傾向にあり、安達地方への特別支援学校の開校も予定されていることから、今後さらなる増加が見込まれます。適切な利用が図られるよう、教育、福祉機関と連携した対応に努めます。

二本松市障がい者福祉計画概要版

発行 令和6年3月 二本松市保健福祉部福祉課 〒964-8601 福島県二本松市金色403番地1 TEL 0243-55-5113 FAX 0243-22-1547 https://www.city.nihonmatsu.lg.jp

二本松市障がい者福祉計画

第3次二本松市障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

計画策定の背景と目的

障がい者福祉においては、障がいに対する社会の理解不足、本人や介護者の高齢化、権利擁護と差別の解消等、解決すべき様々な課題があります。目まぐるしく変化している社会の中で、本市で暮らす障がいのある人達一人ひとりの幸せと社会全体の幸せを願い、福祉を取り巻く環境や福祉ニーズに適宜対応し、多様な分野にわたる障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進するため、新たな「二本松市障がい者福祉計画」を策定しました。

この「障がい者福祉計画」は、「第3次障がい者計画」、「第7期障がい福祉計画」、「第3期障がい 児福祉計画」の3つの計画で構成されています。

二本松市障がい者福祉計画

障がい者計画

本市の障がい者施策を総合 的かつ計画的に推進するための基本計画

障がい福祉計画

障害福祉サービスの提供体制の確保やその他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画

障がい児福祉計画

障害児通所支援及び障害児 相談支援の提供体制の確保 等に関する計画

計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。なお、計画の中間年度である令和8年度に中間評価を行います。

基本理念

共に生き、共に暮らしの支え合い 笑顔つながる、しあわせのまち二本松



本市の全ての事業の根拠となる「二本松市総合計画」と、市の福祉施策全般に関わる「二本松市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の二つの計画に掲げる市の将来像や地域福祉推進の理念を踏まえながら、「共生」、「支え合い」、「地域のつながり」を中心的なキーワードに据え、今後の障がい者福祉施策の道標となる基本理念を定めました。

基本目標

基本理念をもとに、より具体的な項目を整理した基本目標を設定しています。

「基本目標1 共に生きる社会の実現と障がいの理解促進)

地域共生社会の実現に向けた障がいの理解促進、啓発事業を実施していきます。

【基本目標2 安心して暮らせる地域基盤の整備】

障がいの重度化や家族の高齢化等に対応するための地域基盤を整備します。

基本目標3 バリアフリーな空間づくりと権利擁護の推進

社会のバリア解消に努めるとともに、権利を守る取り組みを推進します。

(基本目標4) 支援の必要な子どもの成長を支える体制の充実)

切れ目ない障がい児支援を行うため、関係者の連携、対応の充実を図ります。

重点施策

基本目標の達成に向け、以下の項目を重点施策として障がい者福祉の推進に取り組みます。

- ◆重点施策1 地域共生社会の実現と重層的支援
- ◆重点施策2 障がいの理解と啓発~インクルーシブな社会へ
- ◆重点施策3 安心して住み続けられる地域生活の支援
- ◆重点施策4 きめ細やかな相談支援の実施
- ◆重点施策5 精神障がい者の支援
- ◆重点施策6 強度行動障がい者の支援
- ◆重点施策7 障がい者への情報保障・意思疎通の支援
- ◆重点施策8 二本松市手話言語条例に基づく事業展開
- ◆重点施策9 権利擁護と成年後見制度の利用促進
- ◆重点施策10 障がい者への虐待の防止
- ◆重点施策11 医療的ケア児の支援
- ◆重点施策12 発達障がい者の支援
- ◆重点施策13 感染症への対策
- ◆重点施策14 安達地方への特別支援学校の設置に伴う連携と移動の支援

ワンポイント手話

二本松市では、「二本 松市手話言語条例」を 施行し、手話を安心 して使える環境の整 備に努めています。



きょうせい



「共に」

指先を前に向けた両手人差指 を左右から引き寄せてつける。

「生きる」

腕を水平に構え、腕前で両手 拳を同時に力強く少し下ろす。

第3次障がい者計画

本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体、 事業者、市が、それぞれに活動を行うための指針となっています。

●○●啓発・広報●○●

障がいに対する理解と認識を深め、差別の解消や権利擁護の理念を浸透させるため、広報にほんまつや市ウェブサイトの活用、市民を対象とした啓発事業等を実施し、積極的に周知、啓発を行います。

●○●保健・医療●○●

障がい者を取り巻く様々な関係機関のネットワークづくりを行い、障がい者のニーズを的確に把握し、一生涯にわたる支援を目的として保健・医療に関する施策を推進します。



●○●福祉●○●

障がいのある人やその家族等が抱える不安に向き合い、サービスありきではなく、関係者が連携して課題解決を目指します。また、障がい者への情報保障や権利擁護に関する法整備等を踏まえた体制整備を推進します。

●○●教育・育成●○●

学校、保護者との共通認識のもと相談支援専門員、障がい児支援事業所支援員、家庭児童相談 員、保健師、教育支援センター担当や民生児童委員等関係者との連携を図り、教育体制の整備を 推進していきます。

●○●雇用·就業●○●

障がいのある人が地域の中で自立した生活を営むため、就労希望者が就労できるように企業や 雇用主へ働きかけを行い、各種関係機関との連携を図りながら就労環境の整備を推進するととも に、就労継続支援事業所の活動を支援します。

●○●生活環境●○●

誰もが地域で安心して安全な生活を送ることができるように、当事者の意見に配慮した施設整備や地域交通の充実を図ります。また、防犯対策の強化や防災意識の啓発、避難支援体制の整備を進めます。

●○●スポーツ・芸術文化・国際交流●○●

生きがいづくりにもつながる余暇活動を主体的に楽しむことができるように パラスポーツイベントや障がい者芸術・文化事業の広報活動の実施、地域にお ける障がい者イベントの積極的な支援を行います。

